

## 鳥取県告示第 1004 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町野添字芋ヶ平ル471の1、関金町小泉字大畑29の1から29の5まで、字御用谷32の3、32の17から32の24まで、字ブチ34の1、34の3から34の15まで、関金町米富字家之向平ラ86の2、87、88、字家ノ奥平ラ175の1、175の2、178の1、178の2、字家ノ奥176、字釜谷179の1から179の4まで、180、字家ノ上ミ183の1から183の5まで、184、186の1、186の2

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町野添字木戸坂406の1、408の1、408の2、418の1、425の1から425の3まで、427の1から427の3まで、428の1、428の2、429の1、429の2、430の1から430の4まで、431の1、431の2、432の1、432の2、433の1、434、436の1、436の2、436の4、437の1、438から441まで、441の1、441の2、442の1、字上木戸坂443、444の1、444の2、445の1から445の3まで、446の2(次の図に示す部分に限る。)、446の4、446の5、字芋ヶ平ル471の2、472、473、字野津三524の2、525の1、関金町明高字カウモ1634の1から1634の22まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町米富字志々羅ヶ平ル23の1、字坂ノ下368の1、関金町野添字向河内385、386、389の1から389の4まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)